

公益財団法人太宰府メモリアルパーク使用規程

第1条 (使用規程)

この規程は、公益財団法人太宰府メモリアルパーク（以下、「本靈園」もしくは「管理者」という。）の墓地の使用について定めたものです。

第2条 (使用目的)

本靈園の墓地には、焼骨の埋蔵・収蔵（ともに改葬を含む）及び墓碑等の建設以外の目的には使用できません。

第3条 (使用資格)

本靈園の墓地は、国籍、宗教等の如何を問わず、使用することができます。

2 申込人が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定める暴力団、指定暴力団、暴力団員及びこれらの関係企業または団体等をいう。）に該当する方は使用できません。

第4条 (永代使用料及び管理料)

本靈園の墓地を使用される方は、別に定める永代使用料及び本靈園の維持管理に要する費用として管理料を納入していただきます。ただし、管理料のうち1割を本靈園の運営費に充当します。

管理料は契約時に契約日の翌月から契約年度末日（3月31日）までの分を前納し、その後、毎年1年分前納していただきます。なお、管理料の計算は4月1日を基準日とします。

使用者個人の墓地内の維持管理に要する費用はこの管理料には含まれません。使用者自身で墓地内の維持管理をしていただきます。

第5条 (墓地の所有権及び永代使用権)

本靈園に永代使用料を納入した使用者には、墓地の永代使用権を貸与します。墓地の所有権は法令により本靈園に帰属します。

永代使用権は、管理料の納入が継続されている間、使用者が本靈園の墓地を永代的に使用することができる権利です。

第6条 (永代使用貸付証)

永代使用貸付証は、永代使用料及び管理料の納入後に発行いたします。

永代使用貸付証を紛失又は汚損された場合、記載内容に変更が生じた場合は、それぞれ本靈園規定の手数料を納め、再交付を受けて下さい。

第7条 (諸届けの義務)

使用者は、住所等の届け出事項に変更が生じた場合は、速やかに指定の書類で提出するものとします。

第8条 (墓碑等の工事の承認と指定施工者)

墓地の墓碑建設等の工事は、使用許可後から2年以内に完成していただきます。なお、自由墓地の墓碑等の工事は着手前に本靈園に計画図を提出し、承認を受けた後に施工して下さい。ただし、工事施工は本靈園の指定業者以外は施工することができません。

第9条 (墓地内の施工)

規格墓地内では、本靈園が施工したもの以外を設けることはできません。

自由墓地内では、前条において提出し、承認を受けた計画図のとおりに施工していただきます。

第10条 (補償又は補修)

使用者が、その責に帰すべき理由により隣接する墓地に迷惑を及ぼした場合、芝生その他を損傷した場合は、使用者の責任と負担により補償又は補修していただきます。

墓地内の植樹が隣接する墓地等に迷惑を及ぼす場合は本靈園が処分します。その場合の費用は使用者の負担とします。

2 使用者が第3条第2項に該当した場合は直ちに契約解除することができ、その解除に伴う費用及び損害の賠償の責一切を使用者が負います。

第11条（焼骨の納骨）

焼骨を納骨するときは、本靈園に事前に届け出て、法令の定める市町村長の発行する埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証に本靈園所定の埋葬許可申請書をそえて、確認を受けるとともに別に定める埋葬手続料・納骨立会作業料を納入していただきます。

焼骨を納骨するときは、本靈園の職員又は墓碑等の工事を施工した業者が納骨立会作業をおこないます。

第12条（遺体埋葬の禁止）

公衆衛生上、本靈園には遺体の埋葬はできません。

第13条（永代使用料、管理料の返却）

払い込み済みの納入金は解約されても返却されることはありません。ただし、使用許可を受けてから2年以内に、墓碑等を未建立のまま墓地の永代使用権を返還される場合、納入済みの永代使用料の3分の1、納入済みの墓碑等の代金の2分の1をそれぞれ返却します。管理料は未経過月数分を返却します。いずれの場合も、本靈園の所定の手続きを経た後に、永代使用貸付証を返還していただきます。

第14条（永代使用権の取消し）

1 下記のいずれかに該当するときは、本靈園の墓地の永代使用権を取消します。

- (1) 使用者が墓地を、本来の目的以外の用途に使用したとき。
- (2) 使用者が有償無償に拘わらず、第三者へ譲渡又は転貸したとき。
- (3) 使用許可後2年以内に墓碑等を建立しなかったとき。
- (4) 使用者が死亡し、祭祀の承継人がいないとき。
- (5) 使用者が毎年納入する管理料の未納が3年に及んだとき。
- (6) その他、本使用規定に違反したとき。

2 前項の各号により、永代使用権が取り消されたときは、本靈園は永代使用権が取り消された墓地内の焼骨を任意の場所に改葬し、墓碑等は撤去処分いたします。

3 本靈園は、第1項各号により永代使用権を取り消した墓地を、新たな利用希望者に対し、再び永代使用権を貸与することができます。この場合、永代使用権を取り消された墓地の使用者及びその利害関係者は、本靈園に対し異議を申し立てることはできません。

第15条（無縁仏の祭祀）

前条規定により、永代使用権を取り消された墓地の焼骨の祭祀は本靈園がいたします。

第16条（永代使用権の承継）

墓地の永代使用権は相続により承継することができます。その際にはあらかじめ本靈園に届出、所定の手続きを経て、永代使用権の承継の承認を受けていただきます。第三者には承継できません。

第17条（墓地の返還及び帰属）

使用中の墓地が不要になったときは、使用者は自己の責任で墓地を原状に復し、永代使用貸付証及び返還理由書を添えて墓地の永代使用権を返還していただきます。返還された墓地の永代使用権は本靈園に帰属します。万一、使用者が墓地を原状に復さないときは本靈園が使用者に通知して、本靈園内の任意に定める場所に焼骨を改葬することができ、墓碑等を撤去処分いたします。なお、これに要した費用は使用者の負担とします。

第18条（不可抗力による事故の責任）

天災地変など不可抗力による墓地・墓碑等の損害及び盜難、事故等、第三者による加害行為によって生じた被害について、本靈園においては一切その責任を負いません。

第19条（規程に定めない事項）

前各条に定めない事項が生じた場合については、法令に則り協議して決します。

第20条（規程の変更）

「墓地埋葬等に関する法律」等が改正された場合など、使用者の一般の利益に適合するときや契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであ

るときには、個別の合意なく本規程を変更することがあります。この場合は、本靈園のホームページに変更した旨及び変更の内容を公開します。

平成 27 年 04 月 01 日 制定
平成 29 年 09 月 28 日 改訂
平成 29 年 11 月 22 日 改訂
令和 04 年 12 月 09 日 改訂

公益財団法人太宰府メモリアルパーク 御中

私は、本規程を確認し、また、重要事項については逐条の説明を受けて理解したうえで、下記表示の区画の使用の申し込みを行い、貴法人の使用許可をもって契約が成立したことを認めます。

使用に際しては、本靈園が祖先を敬う尊い場所であることを認識し上記規程を遵守します。

年	月	日	使用区画	区	番	号
			使用者住所			
			使用者氏名	印		